

第5回“ふじのくに”規制改革会議

開催日時	令和2年2月5日（水）午前10時～11時30分
開催場所	静岡県本館4階 特別会議室（静岡市葵区追手町9-6）
出席者	<p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人静岡県商工会議所連合会 酒井公夫会長 ・静岡県中小企業団体中央会 諏訪部敏之会長 ・一般財団法人静岡県銀行協会 会長代理 大橋弘静岡銀行常務執行役員 ・公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム 石井潔理事長 ・公益財団法人静岡県国際交流協会 高貝亮会長 ・特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議 大國田鶴子代表理事 ・ときわ綜合法律事務所 河村正史弁護士 ・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 神原啓文会長 ・学校法人新静岡学園 三枝幸文理事長 <p>静岡県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉林副知事、山梨経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）、土村地域振興局長、山田地域振興課長、清水公共用地課長、萩原農地利用課長、星野建築安全推進課長、朝比奈土地対策課長、後藤危機政策課長 ほか

【司会】 それでは、皆さんお集まりになりましたので、少し時間より早いですけれども、ただいまから、第5回“ふじのくに”規制改革会議を開催いたします。本日はお忙しい中、当会議にご出席いただき、まことにありがとうございます。私は本日司会を務めます地域振興課課長代理の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、静岡県、吉林副知事からご挨拶申し上げます。

【吉林副知事】 皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会議も5回目を迎えて、どちらかという提案を待っているような状況でございましたけれども、むしろ掘り起こしをしようというご提案がございまして、皆様をお願いをいたしました。かつ、またうちの職員もいろんな形で、現場のほうに出向きましてご提案をいただくようなお願いをしたり、逆に、そちらからいただいた意見を入れるということで、40件近いご提案をいただいております。今回も特に、例年に並んで、40件というご提案をいただいております。

県を取り巻く状況を見ますと、昨年のラグビーワールドカップがございまして、エコパで4試合、日本がアイルランドに勝ったということで、静岡ショックということで、世界に静岡の名前が知られることになりまして、また、今年もオリンピック・パラリンピックが県東部地域で自転車競技を中心に開催されます。そうした意味で、ちょっと今コロナウイルスの関係で心配なんですけれども、多くの方々が国内外から日本を訪れるチャンスがこれからまた続いていくと思います。

一方で、地方創生の総合戦略も今年で5カ年が終わりまして、来年度から第2期目が始まります。知事は地方創生という点で、地域創生、地方と東京という対峙型じゃなくて、地域創生という言葉がいいじゃないかと私も思いまして、地方というよりも地域をどうしていくかということを経験していろいろ考えていくということを視野に入れていきたいと思っております。その中で、いわゆる人口減少に対する対応戦略、あるいは、それに対してどういう適応をしていくかという戦略をあわせて考えていただくとともに、やはり地域を活性化するためにはいろんな規制がございまして、それをいかに規制緩和していくか、あるいは、規制をなくしていくかということを考えて、地域の企業の方々も含めて、地域に応じて、自由に、あるいは弾力的にいろんなお仕事をさせていただくような仕組みを考えていくことが一方の車の両輪だと考えております。そうした意味で、この会議は大変重要でござ

いますので、本日も時間の許す限り、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

本日はよろしくお願いいいたします。

【司会】 ありがとうございます。なお、本日の出席者につきましては、お手元に配付しております名簿によりご紹介にかえさせていただきます。

本会議は、地方創生の取り組みを進めるに当たり、阻害要因となり得る規制・制度のあり方に関する協議・検証を行う場でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入りますが、これからの議事進行は、本会議の議長である静岡県商工会議所連合会 酒井会長にお願いいいたします。

【酒井議長】 それでは、議事を進めたいと思います。

その前に一言ご挨拶申し上げたいと思います。今回、5回目ということで、今、吉林副知事のほうからもご紹介がありましたけれども、この会議自体が、静岡県だけではなく全国での人口減少問題、そして、働き手不足の問題、企業としますと、その中でどうやって生産性を上げていくかというテーマ、一方で働き方改革というのも進めていく、これを同時に進めていくために何をしなければいけないかという中に、やはり規制という問題が出てくるわけです。これで、その規制というものが阻害要因になっている可能性があると思いますので、これにつきまして、皆様のご意見をいただきたいところでございます。

よく民間企業のことで言われるんですけども、やはり行政にとっても規制緩和というものをやることによって生産性を上げられる要素があるのではないかと、話が大きくなるかもしれませんけれども、やっぱり社会的なコストをどうやって下げていくかという発想の中からも規制緩和というのは求められるんじゃないかと考えるところでございます。

そして、今回の資料等を見ていて気になるんですけども、現行のルールで対応可という結論が今回も多いということで、ぜひ事務局というか、行政の皆さんにお願いしたいのは、現行のルールで対応可というものがここに上がってくるということは、実際の事業者はそう思っていないわけでございますので、ぜひ、こういうような形にすると、それは実現可能性あるんだよということをサジェストするところまで含めて、窓口対応としていただくような仕組みをつくっていただきたいなど。そうすれば、それは今回の案件も、現状のルールで対応可という処分ではなくて、規制緩和の会議としての成果の一つとしてカウントできるはずでございます。ぜひそういう対応をお願いしたいなというのが1つござい

ます。

もう一つは、今回も非常に多くの提案をいただいたわけですが、今後ともこの会議を有意義なものにするためには、やはり提案の中身をよくしていかなくちゃいけないわけですので、本当にそれによって各業界の生産性が上げられるような、あるいは仕事がしやすくなるようなテーマで、いろんな案件が出てくるように事務局の方も努力していただいていますけれども、ぜひ委員の皆様も、そういう趣旨でこういうことをやっているということを広く知らせていただいて、いい提案が上がってくるように、お力添えいただけるとありがたいなと思うところがございます。

それでは、しばらくの間議事を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思いますが、最初に事務局から提案の受付状況につきまして説明をお願いします。

【事務局】 資料「“ふじのくに” 規制改革会議における対応状況について」、資料1を説明

【酒井議長】 ありがとうございました。それでは、資料2の審議事項、2項目につきましてご審議いただきたいと思いますが、審議事項につきましては、県の関係が1件、6市町に関するものが1件でございます。担当部署のほうから提案の趣旨と、それに対する対応につきまして説明をいただきますので、委員の皆様にはその後ご意見をいただきたいと思っております。

初めに、審議事項1、境界確定済み土地の分筆等の際の官民境界確定申請の必要性の見直しについてお願いいたします。

【公共用地課長】 資料2 審議事項1を説明

【酒井議長】 ありがとうございました。それでは、今の審議事項の1の説明が終わりましたので意見交換を行いたいと思っております。ご意見のある方、あるいはご質問のある方は挙手をいただければと思います。いかがでしょうか。

【三枝委員】 今の事務局の説明でかなり理解はできたんですけども、道路の拡幅の場合には、1筆の土地だけではなく、その路線に面した多くの土地を買収していくわけで、買収が終わるまでにはかなりの年月がかかります。ここで、資料2を見て頂きたいのですが、資料2の規制の概念図の中の「①用地取得（分筆）前の官民境界確定」の中にある二重線の四角で囲った中の黒丸の所です。そこには、「分筆前の官民境界」の確認ポイントについては、関係者全員が確認と書いてあります。次に同じく概念図の中の「②用地取得（分筆）後の官民境界確定」の中にある二重線で囲った黒丸のところでは、「分筆後の官民境界」の確認ポイント、関係者全員が確認と書いてあります。

道路の拡幅のケースでは用地取得前と用地取得後の間は、かなりの年数が経過しているわけですね。用地取得の前と後でどちらの場合も関係者全員が、同じ人物が全員立ち会うことが可能ならば問題ないのですが、今、団塊の世代が70歳を迎えているわけで、今後かなり相続が発生する可能性が出てきているわけですね。

その場合、相続人を探すことに非常に手間取ってしまうこともあります。後日のトラブルの発生を避けるためにも、その時点の関係者が現地立会を行うという、県の対応案は妥当なものであると考えます。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【河村委員】 具体的な地名を挙げるのはどうかとも思いますが、藤枝に清里というきれいな名前のところがありますけれども、もともと藪田といって、藪に田んぼなんです。四十何年前まではほとんど藪なんですよね。いわゆる湿地帯。それで、その後、県が開発をしたんですかね。非常にいい、清里というきれいな名前になりましたけれども、現在は大丈夫ですが、開発をしているときに結構いろんなことがありまして、土を運び込んでもユンボが一日でなくなってしまうとか、沈み込むんですね。測量士さんに言わせると、あそこを測量するのは嫌だっというんですね、開発した団地ができてから測るたびに広がったり縮まったりで。両脇に、山側に道があったんですけども、その道はおそらく変わらないと思うんですけども。最近、いろんなところが開発されていますから、そういう場所も出てくると思うんですよね。あれほどひどい状態でなくても、そういうことがあり得るということになりますと、やはりなかなか対応が難しい、ご意見、ご要望等にも対応が難しい、やはりもう一度確認したほうがいいんじゃないかというのが私の意見でござ

います。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【高貝委員】 今回の内容、ご提案については、そのような形で理解できるかなと思っ
ていたんですけれど、先ほど相続の話もありましたが、結構ご高齢の方がお一人でおられ
たりしたところに、役所のほうから境界立ち会いの通知が来て、最近いろいろ物騒な事件
が多い中で、何だろうということに不安に思われたりすることもあり、そういった対応が
結構負担になっているというようなことも伝わっているところであります。

あるいは、ご自宅におられなくて施設に入っておられたりとか、あるいは空き家問題な
んかもございますけれども、誰が持っているのかよくわからない。そういった場合に、全
員の確認を原則としているという、なかなか事実上難しいようなケースも出てくるのか
など。そういった場合の例外的な対応とか、そういった場合に当事者の権利を損なうこと
なく、境界確定を速やかに達成できるような、そんな工夫をもうちょっと考えられてもい
いのかなと感じました。

以上です。

【酒井議長】 ありがとうございます。今のご指摘について、もし何か行政のほうから
意見や現状の説明というか、もしありましたら。

【公共用地課長】 官民境界確定のときの県民の方のご負担というところなんですけれ
ども、県のほうはこれまでもそういうご要望も幾つか受けたりしまして、三、四年ぐらい
前になりますけれども、従来境界確定協議におきましては、原則として、道を挟んで向か
い側、対側地の所有者の立ち会いを求めることにしていたんですけれども、必ずしも全て
求めるのではなくて、原則は省略することができるんじゃないかということで、本当に必
要なときだけ求めるというふうに扱いを変更したり、あと、隣接地の所有者の方につきま
しては、今までは実印を求めていたんですけれども、これもその方の自署、サインがあれば
いいとさせていただくなど、県民の方のご負担の軽減ということでできるところをいろ
いろ工夫しながらやらせていただいています。

【酒井議長】 ありがとうございます。皆さんのご意見ですけれども、これについてはしょうがないだろうなというご意見が多いのではないかと思いますけれども、私も実体験としまして、この10年ぐらい間にこういうことが2回あり、父から相続した土地、全部が山のほうに、1坪あるかないかというような土地がたくさん、どこにあるのかもよくわからない。その2カ所がやっぱりこういう関係で出てきまして、何月何日何時に現地確認があるので出てきてくださいと。平日行くなんてできないわけですし、土地を見てもほんとうに1坪あるかないかぐらいなので、どうぞ好きにしてくださいという気持ちがあるわけですけれども、そういうのも同じように扱うというのは、もうちょっと簡便な方法があってもいいのかなというのが気持ちとしてございます。小さい土地だから適当にやっついていいということにはならないと思いますけれども、何か簡便な方法があるとありがたいなと皆さん思ってるんじゃないかなと。先ほど委員からご指摘いただいた内容と同じなんですけれども、そんな思いがございます。

それでは、今の審議事項の1でございますけれども、皆様のご意見、これは致し方ないとか、こういうルールでいくんだらうなということは、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、次の審議事項の2に移りたいと思います。農地法の手続に関わります地元農業委員への事前説明の撤廃についてお願いいたします。

【農地利用課長】 資料2 審議事項2を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。確認でございますけれども、ここに出てくる地元の委員というのは農業委員会に出席して発言ができる立場であるということによろしいですね。

【農地利用課長】 はい。

【酒井議長】 ありがとうございます。

それでは、ご説明いただきましたけれども、この件につきまして、ご意見ある方はどうぞ。

【大橋常務】 銀行のお客さんの中でも、異業種から農業に参入したいという方がいらっしやる中で、私も1回お手伝いしたんですが、やはり最終的に農業委員会の方の了承をとるとするのは非常に苦労しました。というのは、農業をやっている方にとっては、新参者が入ってきて農業をやるということに非常に抵抗があるものですから、農業委員会の承認を得るとするのは、法的根拠がないというのはわかっているんですけども、やっぱり慣習として、そういうことがあるとご案内できました。ただ、すごく苦労した経験があるものですから、ぜひこれは一刻も早くこういう対応で、撤廃してやるということで、僕は非常に賛成でございます。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【諏訪部委員】 極めて初歩的は質問で恐縮なんですけど、農業委員会ってどういう組織なんですか。

【農地利用課長】 農業委員会につきましては、農業委員会等に関する法律に基づきまして、各市町ごとにおかれる行政委員会でございます。農業委員の構成につきましては、基本的には各地区ごとから農業者の方が推薦されて、そこで集まって総会等により意思決定をするという団体でございまして、農地法に基づく許可事務のほか、農地の利用集積であるとか、営農状況のことであるとか、そういったことを決めるという委員会でございます。

【諏訪部委員】 ありがとうございます。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにご意見、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。これは要望が、実現するというような結論でございますので、ぜひ実効性があるように運用のほうよろしく願いいたしたいと思っております。そういう締め方でよろしいですか。

それでは、次の事項に移りたいと思っております。報告事項、位置指定道路の延長に係る基準の緩和について、説明をよろしく願いいたします。

【建築安全推進課長】 資料3 県・市町の規制に関する提案（報告事項）提案番号1「位置指定道路の延長に係る基準の緩和」を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。ただいま資料3の一番最初でございます案件についての説明をいただいたところでございますが、この件につきまして、ご意見、ご要望などありましたら伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【三枝委員】 まず資料3のイメージ図の中の一番下の図を見て頂くと、分譲地の中に位置指定道路が行きどまりの袋路状に作られています。そして、この分譲地内には、全部で宅地が8区画あって、そこに家を建てようということだと思っんですね。さて、この図の左のほうに未開発地があり、それが同じような面積の土地だとすると、将来的にそこにも分譲地がつくられる可能性があります。そのときに、袋路状の道路が現在の分譲地内につくられていたということになると、隣の分譲地内の道路との接続が不可能になってしまいます。だから、最初から県の指導のように、位置指定道路は行きどまり道路ではなくて、敷地境まで伸ばしておけば、将来、隣の未開発地に分譲地ができて、その道路と接続ができるということになるわけです。

東京などの場合には、行き止まり道路を有する分譲地が、非常に多いのです。袋路状の行きどまり道路にしておいたほうが、開発業者にとってはコスト的にはメリットがあるかもしれませんが。ただ、まちづくりとか、道路整備の点からいくと、位置指定道路は、敷地境まで伸ばしておけば、将来的に隣接する分譲地内の道路と接続ができます。やはり道路の場合には、通り抜け可能にしておかないと、そして、誰もが通行可能であるという道路にしておかないとあまり利用価値がありません。このイメージ図の一番下の図のように、こういう袋路状の行き止まりの道路にしておくと、その位置指定道路はあくまでも8軒の人だけが使う道路という形になってしまいます。ですから、将来的に誰もが通行できるということにするには通り抜けにしないではいけません。この道路を袋路状にしないで、敷地境までつくっておけば、隣接地が開発されてもその道路との接続が可能になります。そういう意味では、県の指導のような形で、位置指定道路の終端を敷地境まで延長しなければならないという基準は、私は道路整備の上では望ましいと思います。ただ、資料3の「措置の概要」のところに、「今後、基準を見直した場合のメリット、デメリットを踏まえて、見直しを含めた検討を行う予定である」と書いてあります。その場合、この基準を見直し

た場合のメリットというのは誰にとってのメリットかということになります。少なくとも、良好な住宅地の整備、街路条件のいい住宅地の整備、そして、通り抜けができ、誰もが使えるような道を整備するという意味では、この基準を見直すということはデメリットではないかと思います。もちろん、一部の業界の人にとっては基準を見直してくれたほうがメリットだという意見もあるかと思います。

以上です。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにご意見、いかがでございましょうか。

【神原委員】 いろいろな周辺の状況によって違う判断も出来るのではないかと思いますね。これまでであった多くのコミュニティーが、近年崩壊してきています。例えば、この8軒の小さな路地裏のコミュニティーでも、その人たちにとっては非常に、大切なものかも知れない。将来の開発という意味では、三枝先生が言われたように、通り抜けたほうが有効利用ができると思います。未開発地が、将来どういう資源になるかということも非常に大きく影響すると思いますので、そのような周辺の開発計画を含めて検討する必要があるのではないかと思います。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかはいかがでございましょうか。

【高貝委員】 これは質問なんですけれども、位置指定道路として、市町道として認定した場合と、私道のままでおいておく場合もあるかと思うんですけど、その場合の負担の違いとか、あるいは行政のほうでどういったコストがかかるのかみたいところ、それによってそのようなコストをかけていいかどうかという判断にもなるのかなと思うんですけど、具体的にその辺はどのように違ってくるものなんでしょうか。

【建築安全推進課長】 お答えします。市町道になることによって、当然管理費、道路の修繕等の負担が市町のほうにかかりますので、それが大きな違いだと思います。

【酒井議長】 よろしいですか。

【高貝委員】 道路の中では、私道でも課税はされない状態にはなるわけですね。

【建築安全推進課長】 そのとおりです。課税はされません。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

この案件は、前、都市開発協会なんかから同じようなの出ませんでしたか。たしか何かあったような気がするんですけども、そのときの意見というのは、静岡ではできるのに、ほかの市町へ行くときとだめという、その統一性のなさといいますか、それを指摘する声が入っていたような気がするんですけど、これは統一できないといいますか、市町によって違うよというのは、このままでいいんでしょうかね。

【建築安全推進課長】 本来は行政庁、県内に、先ほど説明したとおり、16市と県があるんですけども、統一することが望ましいとは思いますが。ただ、やはりそれぞれの行政庁の考え方がありますので、今後は県と16市で構成する建築行政連絡会議という場がありますので、そういったところで議論しながら、統一できるのかできないのか、そこも含めて進めていきたいと思えます。

【酒井議長】 わかりました。ありがとうございます。

ほかのご意見よろしいでしょうか。

【河村委員】 これ、基準の見直しなのか、状況によって判断するというのかどっちなんでしょうか。基準を見直しちゃっていいのかどうなのかという感じがするんですけど。全く、今こういう基準を設けていない自治体があるんですか。

【酒井議長】 お願いします。

【建築安全推進課長】 今、この基準というのは、基本的には建築基準法の施行令の中で基準が書かれております。ただ、曖昧な部分がある中で、各行政庁がその解釈について審査基準を定めているものと、さらにそれより超えて行政指導で基準というものをつくっているものがあります。見極めをしっかりとしまして、この基準をどうしていくかというこ

とを議論していく必要があると思っていますので、その点について、今後16市等含めて議論していきたいと考えています。

【河村委員】 わかりました。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、いろいろいただいた意見を含めまして、今後継続検討していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、残りの報告事項について入ってよろしいでしょうか。

それでは、幾つか報告事項があるようでございますので、残りの報告事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料3 県・市町の規制に関する提案（報告事項）提案番号2～18を説明

【事務局】 以上が、県・市の規制にかかわる提案の報告になりますけれども、会議の冒頭で、酒井議長からもご指摘ございましたけれども、現行制度内で対応可能、条件を満たせば可能性ありとしたものにつきましては、今後とも対応状況をご報告するとともに、関係機関との協議状況を追跡してまいりまして、案件ごとに濃淡は出てしまうとは思いますが、アフターフォローに努めてまいりたいと考えております。

【事務局】 資料3 国の規制等に関する提案の説明

【酒井議長】 ありがとうございます。たくさんのご報告がございましたが、全体を通して、今の報告事項につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

【神原委員】 14ページの鍼灸治療についてですが、国への情報提供ということで結構だと思います。いわゆる医学的なレベルで評価されている情報がまだ少ないということです。欧米でも最近鍼灸については関心が高まっていますけれども、日本では鍼灸を昔からやっているのですが、しっかりしたデータは十分でないようで、正式に申請しても、許可

はおりにないだろうと思われまゝ。日本では治療を希望される人が非常に増えてきており、特に高齢者の方が多いですが、二重盲検でどういうふうに効果があるか、副作用はどうかというようなことを、十分検証していく必要があります。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

農業法人の問題は、結構これからもいろんなところで出てくるのかなという気がいたしまして、ルールとして非常に農業の問題というのは大変だというのはわかるんですけど、一方で、これがうまくいく方法というのをちゃんとつくっておかなきゃいけないのかなと。今回の個別の提案ではないんですけども、必要なという気がしております。

特例子会社と言うんでしょうか、身障者の方を受け入れる子会社をつくって、身障者の充足を高めていくという企業の立場から、あれをやる方が増えてきておるんですけど、一番手をつけやすい事業として農業に取り組む方が多いものですから、そういった観点からも、これからその部分というのは必要になってくるのかなという気がしておりますので、だからどうしてくれという話ではないんですけど、やっぱり農業法人というのがスムーズに動くような環境というのをつくる必要があるんじゃないかなという感じはしております。

ほかにいかがでございましょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

【高貝委員】 ちょっと感想めいたところを含めてなんですけど、今回いろんな事例を見ていると、市街化調整区域の開発なんかに係るものが結構たくさん出てきていまして、昔はどんどん人口が増えて、町がどんどん拡大してという中で、無秩序な市街化を防ぐということで規制のほうに動いていったのがそれなりにずっとあったのかと思いますけど、今逆に過疎化が進んだりとか人口が減少してくるという中で、その中で市街化が多少無秩序になっても広がったほうが人がたくさん来てくれていいんじゃないかみたいな考え方もあるんじゃないかなというのをちょっと感じました。

ただ、そのように感じている半面、先ほどもあったコンパクトシティ化を推進するために、やっぱりそういう規制をかけていく必要があるというところで、ただ、昔の市街化調整区域に対する考え方と今の考え方というのは大分変わってきていますし、さらには人口減少社会への対応を踏まえて、行政としてもどういう計画でとか、どういう目的で何をや

っていくのかというところを改めて見直す必要があるのかなということを感じました。

以上です。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【大橋常務】 14ページのあさぎりフードパークの、いわゆる国立公園内における看板のところなんですけど、実はあさぎりフードパークさんから個別に銀行のほうにも相談を受けてまして、私自身も前、富士箱根国立公園内に三島のスカイウォークというつり橋をつくる時に、いろんな行政のハードルをくぐるようなことをやってきたんですけど、今、国立公園内でのいろんな開発については、国のほうも若干いろんなことを緩めている。というのは、文化財とか国立公園の保存とか保護ばかりやっていると、いわゆる税金を使う内容なんですけど、それをしっかり文化財とか国立公園を活用して、環境への活用を促すことでみずから資金を捻出するような仕組みをつくっていこうというような形に変わりつつあります。

私も県の文化財保護大綱をつくる委員を拝命しているんですが、文化財を保護するだけじゃなくて、活用してしっかり保護資金にお金が回るような仕組みをつくるという中で、あさぎりフードパークさんの、これは県も高度化資金か何かお金を入れてあると思うんですけど、要は事業を拡大したい、もっと活性化したいという中で、看板1つつくるとか、あるいは木を植えるとか、それ自体さえ全部相談しなきゃならないという相談を受けています。そういうお金を生み出していくような形で国立公園を活用していくというのは大事だと思っています。

実は我々も先月、地域経済活性化支援機構（REVIC）という機関と、観光遺産産業化ファンドというのをつくりました。これは長らく事業実施に当たって、文化庁とか環境省などの所管官庁が定める各種法制度が障害になって、いろんな開発ができないというところを、このファンドが所管官庁と地域との間に立って、落としどころを探る役目をするというファンドをつくりまして、そういう活動をして、要は保存するだけでなく活用して、地域に良い循環をもたらすというような動きもあるものですから、せっかくあさぎりフードパークの組合の会員が一生懸命前向きにやろうとしているのを応援すると。法律で決まっているからだめだよと言うだけでなく応援すると、そんな立場でやっていただきたいなと思います。

以上です。

【酒井議長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、保存から活用へというのは随分概念として変わってきているというのがいろんなところで出ています。まだまだ縦割りの中で、機能は十分していないなという感じがいたしますので、ぜひそういう発想でというのは、本当にこれから経済が小さくなってくる可能性がありますので、推し進めていただけたらと思います。

ちょっと時間の関係がございますが、どうぞ。

【神原委員】 案内表示板のサイズは規定しているようですが、枚数の規定はないのですか。二、三枚のパネルに分けて表示する対応とか。

【酒井議長】 事務局のほうで今の答えはできますか。

【事務局】 詳細のところは承知しておりませんので、また後ほどご回答させていただきます。

【酒井議長】 ありがとうございました。

それでは次に進みたいと思います。その他でございます。今回提案がありました施策提言のうち、各自治体におけます罹災証明申請書、証明書の様式がばらばらであるということから、その統一につきまして担当部局のほうからお答えいただくということでございます。よろしく申し上げます。

【危機政策課長】 資料3 施策提言 提案番号1「各自治体における罹災証明申請書及び証明書の様式の統一化」を説明

【酒井議長】 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石井委員】 県内の大学も被災学生に対する授業料免除とか入学金免除とか、そうい

うことをやっておりますので、全国含めて罹災証明書を統一していただけると大変ありがたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【酒井議長】 ありがとうございます。静岡発で全国統一になってくればいいですね。ほかにご意見いかがでしょうか。どうぞ。

【大國委員】 テレビで拝見していましたら、罹災証明書を書くのがとても大変だったとおっしゃっていた方が何人かいらしたんです。記入式のところがすごく多かったと。できたらこういうふうチェックしていく部分があると、とても書きやすい。他市、他県から応援に来た行政の方たちも罹災証明の担当になる方がいらっしゃると思います。その方たちも、統一してあれば、質問があったときにも答えやすいと思います。統一してもらくと、並んで順番を待つこともないし、書くのが大変だったわという手間も省けると思いますので、私も統一したほうがいいのではないかなと思います。

【酒井議長】 ありがとうございます。

【大橋常務】 遅ればせながらではないんですが、実は静岡銀行と浜松いわた信用金庫さんで今、事業承継とか相続というのが社会の課題になっているんですけど、銀行協会を通して、今まで金融機関ごとにばらばらだった相続手続の書類を統一化しました。どこの金融機関からも同じような相続手続の書類を出してやると。やっぱりこれは利用者目線で考えていければ、当然そういうふうになると思いますので、この罹災証明書の統一化というのはすぐにやっていただければと思います。

それと、この証明書の関係だけじゃないんですけど、1点、銀行協会のほうも昨年、規制緩和の要望ということで、銀行協会を通して各金融機関から意見を募ったときに、実は昨年は27件来ました。今年は実は6件しか来なかったんです。これはやっぱり現場のいろんな事業を進めていく中で、目の前の課題をすぐ解決してもらいたいという気持ちがあるんだけど、なかなか規制改革の中で、回答を整理していくのが1年ぐらいかかるという、タイムロスといいますか、時間がかかるのでいろんな意見が回ってこなくなったのではないかなと思いますので、時間軸を縮めていくというのをぜひお願いしたいなと思います。

【酒井議長】 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、ぜひこれについては積極的に推進していただきたいと思えます。

それでは、前回の会議で国に提案したものの国からの回答につきまして、事務局から説明いただきます。

【事務局】 資料4の説明

【事務局】 今ございました国の法制に関しまして、実は今し方、大橋委員のほうからもご指摘を賜っておったところでございます。この会議を経まして、今年度も2件の要望がございますので、こちらについては国へ上げさせていただくという形でございますが、今まで規制改革会議でこれから提案して、国からやはり数カ月というスパンで回答まで時間がかかります。そちらが参りまして、今のままでいきますと来年度の会議でそれがまとまってきたものをご報告いたしました後に提案者の方にもご報告するようなタイムスケジュールということで、委員ご指摘のとおり、やはり1年かかってしまうような状況もございます。

国によりましては、時間が数カ月かかるものから、1年のものから、1年たっても出ないものから様々あるわけでございますが、今後の運用といたしまして、皆様からご提案いただいた段階で、これが国の要望であるということが確定次第、この会議を待たずに、まず国へ提案すること、それから、国の提案が短いスパンで来たもの、特に、具体的にどこに相談してくれというような具体的なものについての指示がありましたものについては、極力早く提案者への回答をお返す形で、規制改革会議を通すことで委員の先生方にもご報告した上で進める形で考えておりましたけれども、やはりスピードというような趣旨も考えまして、極力初心に戻りまして運用のほうを弾力化してまいりたいと思えますので、ぜひ今後ともご支援のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

【酒井議長】 ありがとうございます。予定した時間も過ぎておりますので、これだけはお断りという方がいらっしゃいましたら、ご意見賜りたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、長時間にわたりますご審議、ありがとうございました。予定した議事を終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【司会】 繰り返しになりますが、本日は長時間にわたりご審議いただき、まことにありがとうございました。最終的な県としての対応につきましては、提案された方にお知らせするとともに、ホームページ上でも公表いたします。

それでは、閉会に当たりまして、吉林副知事からご挨拶申し上げます。

【吉林副知事】 どうも長時間のご議論ありがとうございました。いろんな意見をいただきましたので、できるだけ前向きにいろんなところと調整しながら進めていきたいと思っています。

またもう一つ、規制改革会議でいろんなご意見、ご提案をいただきますけれども、それ以外の現場のほうでいろんなご相談なりを受けた時に、できるだけ丁寧な説明をしていきたいと思っています。場合によってはここにかけなくても、弾力的な運用ができるものがあれば、その場で個別に解決できる問題もこの中にもあるという報告事項もありましたので、それについてはできるだけ市や町のところが主だと思いますけれども、市や町と連絡をとっていただいて、時間はコストだと思いますので、できるだけ手続を簡素化するとか、早く回答するということが我々も市や町と一緒に、これから規制改革会議の趣旨を踏まえまして、改善できるところは改善していきたいと思っていますので、また今後とも多くの提案がこの会議に上げていただくように、またご協力をお願いいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、第5回“ふじのくに”規制改革会議を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —